

大気汚染防止法の下で、「水銀排出施設」となる施設は次のとおりです。

水銀排出施設の種類		規模要件	排出基準 (注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)		
			既存施設 (注2)	新規施設	
1	小型石炭混焼ボイラー (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝熱面積 10 m^2以上 ● 燃焼能力 (注3) 50L/時以上 	15	10	
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		10	8	
3	非鉄金属製造 に用いられる 精錬及び焙焼 (一次施設)	銅又は 工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉： <ul style="list-style-type: none"> ● 原料処理能力 1 t/時以上 金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）： <ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積 1 m^2以上 ● 羽口面断面積 0.5 m^2以上 ● 燃焼能力 (注3) 50L/時以上 ● 変圧器定格容量 200kVA 以上 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： <ul style="list-style-type: none"> ● 原料処理能力 0.5t/時以上 ● 火格子面積 0.5 m^2以上 ● 羽口面断面積 0.2 m^2以上 ● 燃焼能力 (注3) 20L/時以上 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： <ul style="list-style-type: none"> ● 燃焼能力 (注3) 10L/時以上 ● 変圧器定格容量 40kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： <ul style="list-style-type: none"> ● 原料処理能力 0.5t/時以上 	30	15
4		鉛又は 亜鉛		50	30
5	非鉄金属製造 に用いられる 精錬及び焙焼 (二次施設)	銅、鉛又は 亜鉛	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： <ul style="list-style-type: none"> ● 燃焼能力 (注3) 10L/時以上 ● 変圧器定格容量 40kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： <ul style="list-style-type: none"> ● 原料処理能力 0.5t/時以上 	400	100
6		工業金		50	30
7	セメントの製造の用に供 する焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積 1 m^2以上 ● 燃焼能力 (注3) 50L/時以上 ● 変圧器の定格容量 200kVA 以上 	80 (注7)	50	
8	廃棄物焼却炉	<ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積 2 m^2以上 ● 焼却能力 200kg/時以上 	50	30	
9	水銀含有汚泥等の焼却炉 等	水銀回収義務付け産業廃棄物 (注5) 又は水銀含有再生資源 (注6) を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。)	100	50	

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日（平成30年4月1日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算 10万 L/時未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注7) 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。